

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 5年 6月26日	
栃木県知事 福田 富一 様	
提出者 住 所 栃木県下野市仁良川1700 氏 名 SMCプレコンクリート株式会社栃木工場 工場長 石井 精一 電話番号 0285-48-1555	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	SMCプレコンクリート株式会社 栃木工場
事業場の所在地	栃木県下野市仁良川1700
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	窯業、土石製品製造業—コンクリート製品製造業 [2123]
②事業の規模	製品製造出荷額 47億円/年
③従業員数	57名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)  別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	3205 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 工程内のロス減少化 ・ 再加工品および用途外利用により処分製品の減少化  別紙3参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	3600 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 平板ブロック等再利用可能な製品の製造  別紙3参照		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3参照		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3参照		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

## (第4面)

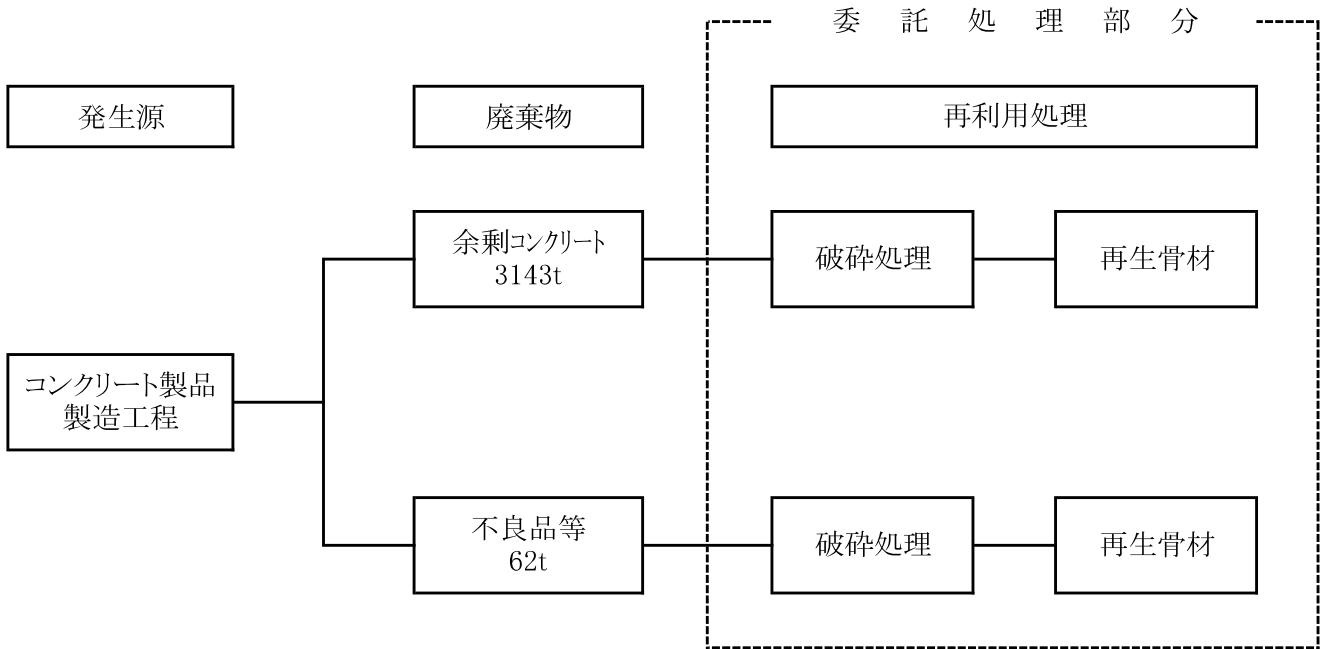
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	3111 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	t
	再生利用業者への処理委託量	3111 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3参照		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	3400 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3400 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙3参照		
※事務処理欄			

備考

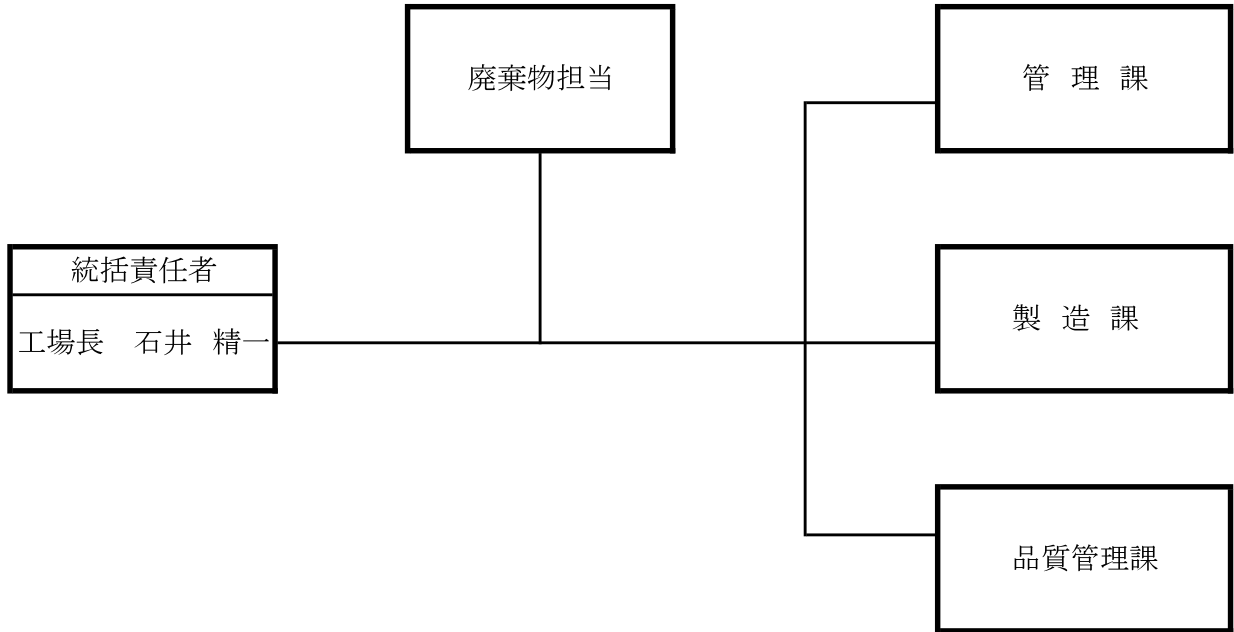
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程(現状)



1、産業廃棄物の処理に掛かる管理体制に関する事項

①当該事業所の管理組織



②役割

統括責任者

- ・産業廃棄物処理方針の策定
- ・産業廃棄物の処理に関する各種事項の承認

廃棄物担当者

- ・産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・産業廃棄物の処理に関する各種事項の検討
- ・処理業者、再生利用業者の調査、選定および管理
- ・委託契約の締結
- ・監督官庁への各種報告
- ・社員、関連会社に対する教育・啓発

管理課

- ・工場公害環境管理規定による



## 別紙3

1、当該事業所において現に行っている事業の内容  
セメント・同製品製造業(コンクリート製品の製造)

2、計画期間  
令和2年度～令和5年度

3、産業廃棄物の処理に掛かる管理体制に関する事項  
別紙1 参照

4、産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

当事業所の発生量実績は令和2年度3376t、令和3年度3111tでありましたが、令和4年度は3205tとなりました。内訳としては、製造時における余剰コンクリート、およびコンクリート性能試験に使用したものの処分と、不具合品を一部処分したものです。

令和5年度については、前年比と同程度の生産予定であり、試験関連の発生は継続するため、令和4年度と同程度の発生が見込まれます。

5、産業廃棄物の分別に関する事項  
製造工程で発生したものを保管しています。

6、産業廃棄物の再生利用に関する事項  
当事業所の産業廃棄物はコンクリートくずが主であり100%再生利用しています。

7、産業廃棄物の処理に関する事項

①発生量の抑制を図る

- ・工程内のロスの減少化
- ・再加工および用途外利用により処分製品の減少化
- ・再利用可能な製品の製造(平板ブロック等)

②再生利用の更なる推進

- ・再生利用率を維持する

③その他

- ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する